

事業主の皆さまへ



大阪狭山市の
マスコットキャラクター
「さやりん」



河南町のカナちゃん



富田林市の
イメージキャラクター
「とっぴー」



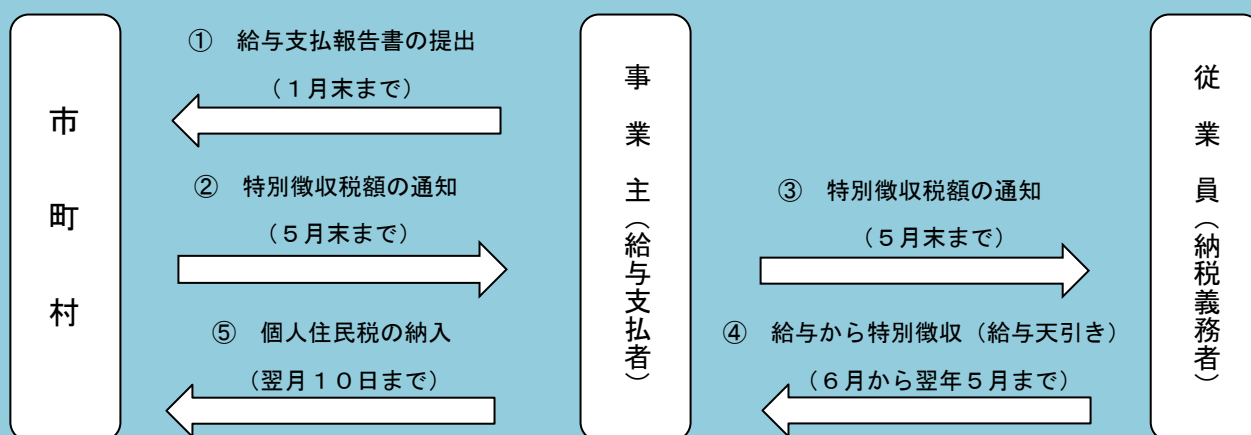
太子町のキャラクター
「たいしくん」

従業員の方の 個人住民税は

特別徴収

で納めましょう！

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納入していただく制度です。



各市町村は、毎年1月末までに事業主の方から提出された給与支払報告書などをもとに個人住民税を計算し、毎年5月末までに事業主の方へ1年分の税額を通知します。

事業主の方は、通知された税額を月々の給与から差し引いて徴収し、翌月の10日までに各市町村に納入していただきます。

裏面もご覧ください。

南河内地域税務事務連携協議会

（富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、大阪府南河内府税事務所）

個人住民税特別徴収Q&A

Q

特別徴収はしなくてはいけないのですか？

A

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収することが法律（地方税法第321条の4）により義務づけられています。



河内長野市のシンボルキャラクター「モックル」

Q

従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？

A

給与を支払う事業主の方は、毎年4月1日現在に在職するパート・アルバイトなどを含む従業員全員を対象に特別徴収していただくこととなっています。したがって、従業員の希望により納入方法を選択することはできません。（*中途就職者など、他の事業主から給与を受けた方も対象となります。）ただし、給与が毎月支給されないなどの場合は、特別徴収する必要はありません。



羽曳野市ご当地キャラクター「つぶたん」

Q

特別徴収するメリットは何ですか？

A

従業員は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかることはありません。また、年税額を4回で支払う「普通徴収」と比べ、「特別徴収」は12回払いとなるので1回あたりの税負担が少なくなります。



藤井寺市公式キャラクター「まなりくん」

◆従業員の皆さまにとって大変便利な制度です。ご理解とご協力をお願いします。

●特別徴収に関するお問い合わせは、各市町村の住民税担当課へお願いします●

富田林市課税課	Tel.0721-25-1000	大阪狭山市税務グループ	Tel.072-366-0011
河内長野市税務課	Tel.0721-53-1111	太子町税務グループ（直通）	Tel.0721-98-5517
羽曳野市税務課	Tel.072-958-1111	河南町税務課	Tel.0721-93-2500
藤井寺市税務課	Tel.072-939-1111	千早赤阪村総務課（税務担当）	Tel.0721-72-0081



大阪府税のキャラクター「みらい」



大阪府税のキャラクター「タッピー」